おまわりさん 交通安全ニュース 多治見市版

新しく「自転車条例」ができました！

自転車の運転者による交通事故が多発しています。
また、全国で高額な賠償事例が発生しています。

そのため、令和４年３月、自転車の利用に係る交通事故の防止、被害軽減、被害者保護を図るため、岐阜県において、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

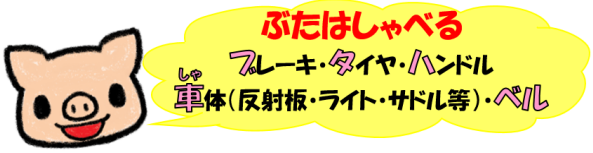

令和４年４月からは、

- 交通ルールの遵守、歩行者への配慮
- 自転車に乗る前に必要な点検・整備

が求められています。

令和４年10月からは、

- 自転車保険の加入義務
  → 万が一、事故を起こしてしまった場合、高額な賠償からあなたを守ります！
- ヘルメットの着用努力義務
  → ヘルメットを着用していたことで、多くの命が助かっています！

が求められますので、準備をお願いします。

自転車の交通ルールを守って正しく運転しましょう。

多治見市・多治見警察署